

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について

(諮問第3154号)

<目 次>

1	答申書(案)	1
2	申請概要	5
3	審査結果	13

別添

- 交付金の額及び交付方法の認可申請書(写)
- 負担金の額及び徴収方法の認可申請書(写)
- 平成18年11月21日付け答申書(写)

(交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について)

(案)

情 郵 審 第 * 号

令 和 4 年 11 月 * 日

総 務 大 臣
松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会 長 川 濱 昇

答 申 書

令和4年9月26日付け諮問第3154号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省において、以下の措置が講じられることを要望する。

○ 基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化の推進

- (1) 毎年度の交付金の算定は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）において、設備利用部門の費用について約7%の経営効率化を行うことを前提としており、NTT東日本・西日本が基礎的電気通信役務の提供において当該効率化を達成することが重要である。

このため、当審議会では、答申（平成18年11月21日付け情審通第100号）に基づき、設備利用部門の費用の効率化実績について、NTT東日本・西日本から総務省に対する報告を求めてきた。

一方、効率化実績の報告初年度である平成19年度以降、NTT東日本・西日本が毎年度7%の効率化を継続して達成したことは、NTT東日本・西日本において設備利用部門の経営効率化が定着したと考えられること、また、総務省においてもNTT東日本・西日本が電

気通信事業法施行規則第 40 条の 5 により提出する基礎的電気通信責務収支表に基づき確認可能であることを踏まえ、毎年度の実績については、令和 5 年度より総務省への報告は不要とする。

- (2) ただし、ユニバーサルサービス交付金は多くの利用者の負担に支えられていることから、N T T 東日本・西日本において、経営効率化の実績及び取組内容をホームページ等で公表すること。また、その際、市場環境の変化や競争の進展等が基礎的電気通信役務収支に及ぼした影響を分析し、併せて公表すること。
- (3) 総務省においては、上記の経営効率化の実績について、基礎的電気通信役務収支表により確認を行い、年間約 7 % の効率化が図られていない時には、N T T 東日本・西日本に対し詳細な説明を求め、検証を行うとともに、当審議会に対し報告等を行うこと。

以上

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対する意見及びその意見に対する考え方

（ 意見募集期間：令和4年9月27日～同年10月26日
 案件番号：145209974 ）

意見提出者一覧
意見提出者 2件（法人：2件）

（提出順、敬称略）

受付.	意見提出者
1	西日本電信電話株式会社
2	東日本電信電話株式会社

意見	考え方
<p data-bbox="293 272 1265 363"><電気通信事業部会資料126-3 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の令和3年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について></p> <p data-bbox="293 400 1265 523">情報通信審議会答申（平成18年11月21日）において、基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の費用の経営効率化の状況等を総務省殿に報告することが要望され、それを受けて当社は、平成18年度より16年間にわたって報告を実施してまいりました。</p> <p data-bbox="293 528 1265 619">その間、年間▲7%の効率化計画を着実に達成し、基礎的電気通信役務の利用部門費用は、平成18年度の報告開始時点の3,466億円から932億円まで減少しています（▲73%、NTT東西計）。</p> <p data-bbox="293 655 1265 842">電気通信事業部会（第126回）において議論された経営効率化の報告方法等の見直しについては、これまでの実績を踏まえ当社における経営効率化が定着したと評価いただけると考えられること、また、具体的な実績値は、基礎的電気通信役務収支表により総務省殿において把握することが可能であることを踏まえ、経営効率化に関する報告や審議等にかかるコストは必要最小限とすることが望ましいと考えられることから、賛同します。</p> <p data-bbox="293 879 1265 938">また、設備利用部門費用の経営効率化の実施状況等については、当社のホームページにおいて公表することで引き続き周知可能と考えます。</p> <p data-bbox="577 975 1265 1007" style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p data-bbox="1292 272 1908 523">○ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）は、平成19年以降、本意見募集の対象である交付金の額を算定するために用いる基礎的電気通信役務の設備利用部門の費用について、毎年7%の経営効率化を着実に達成して来たと認識しています。</p> <p data-bbox="1292 528 1908 863">○ このため、NTT東日本・西日本は、設備利用部門費用の経営効率化目標を引き続き達成できることが期待されること、また、総務省においても両社が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5により提出する基礎的電気通信役務収支表に基づき確認可能であることを踏まえれば、NTT東日本・西日本から総務省への設備利用部門の経営効率化実績の報告は不要と考えます。</p> <p data-bbox="1292 868 1908 1086">○ ただし、総務省においては、設備利用部門の経営効率化の実績について、基礎的電気通信役務収支表により確認を行い、年間約7%の効率化が図られていない時には、NTT東日本・西日本に対し詳細な説明を求め、検証を行うとともに、当審議会に対し報告を行うべきと考えます。</p> <p data-bbox="1292 1091 1908 1278">○ なお、ユニバーサルサービス交付金は多くの利用者の負担に支えられていることから、NTT東日本・西日本において、経営効率化の実績及び取組内容をホームページ等で広く周知することが適当と考えます。</p>

申請概要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 島田 明）
（基礎的電気通信役務支援機関。以下「支援機関」という。）

2 申請年月日

令和4年9月15日

3 申請の概要

支援機関が、ユニバーサルサービス制度に基づく交付金及び負担金について次の認可を受けようとするもの。

- ① 電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づく東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に交付する交付金の額及び交付方法の認可
- ② 法第110条第2項の規定に基づく負担金を納付すべき接続電気通信事業者等[※]ごとの負担金の額及び徴収方法の認可

※ 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者（令和4年8月末現在 19社）

3① 法第109条第1項の規定に基づく交付金の額及び交付方法

ア 交付金の額

支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号。以下「算定規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、交付金の額を算定する。

(1) 補填対象額

	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本及び NTT西日本合計
加入電話に係る加入者回線（基本料）	16.9億円	9.0億円	25.9億円
第一種公衆電話に係るもの	19.6億円	17.7億円	37.2億円
加入電話に係る緊急通報	0.3億円	0.2億円	0.4億円
合計※	36.8億円	26.8億円	63.6億円

※ 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。

(参考) 昨年申請に係るNTT東日本及びNTT西日本の合計補填額 67.8億円

注 加入電話に係る加入者回線（基本料）について

加入電話に係る加入者回線（基本料）の原価は、算定規則第15条第1項の規定により通知された手順に基づいて算出された原価から小笠原母島ビルと大崎ビル間のき線点RT-GC間伝送路に係る費用を除いて算定している。このため、算定規則第3条ただし書の規定に基づく許可申請が本件申請と併せ行われている。

(参考) NTT東日本及びNTT西日本の令和3年度基礎的電気通信役務収支表

(億円、括弧内は対前年度増減率)

	NTT東日本			NTT西日本		
	営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益
加入電話	1,457(-7%)	1,663(-6%)	-206	1,440(-8%)	1,725(-8%)	-284
基本料	1,457(-7%)	1,662(-6%)	-205	1,440(-8%)	1,724(-8%)	-283
緊急通報	-	1(-21%)	-1	-	0(-7%)	-1
第一種公衆電話	3(-0%)	23(-2%)	-19	2(-13%)	16(3%)	-14
市内通話	3(-0%)	23(-2%)	-19	2(-14%)	16(3%)	-14
離島特例通信	0(-34%)	0(-10%)	-0	0(78%)	0(35%)	-0
緊急通報	-	0(-3%)	-0	-	0(5%)	-0
計	1,460(-7%)	1,686(-6%)	<u>-226</u>	1,442(-8%)	1,871(-8%)	<u>-298</u>

(2) 各適格電気通信事業者に対する交付金の額の算定

○ NTT東日本に対する交付金の額

= 36.8億円 - NTT東日本の算定自己負担額[※]

○ NTT西日本に対する交付金の額

= 26.8億円 - NTT西日本の算定自己負担額[※]

※ NTT東日本及びNTT西日本を接続電気通信事業者等とみなし、算定規則第27条第1項及び第2項の規定を適用して負担金の額を算定した場合の負担額。

イ 交付方法

(1) 交付手段

銀行振込(振込手数料は、支援機関が負担)

(2) 交付金の額の通知

前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の3か月後までの間、毎月、各適格電気通信事業者に対して交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3か月後に各適格電気通信事業者に対して通知する交付金の額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

交付金の額を通知した月の翌月までに、支援機関が各適格電気通信事業者に対して交付金を交付する。

(4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法

- ① 前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法
- $$= \text{負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額} \\ \times \left[\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補填対象額の割合で案分した額}} \right]$$
- ② 最終算定月の3か月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法
- $$= (\text{負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額} - \text{前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後までに負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額}) \\ \times \left[\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補填対象額の割合で案分した額}} \right]$$

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

※ ①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に

つき、算定規則第 22 条第 1 項各号（会社更生法の適用等）に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第 2 項の規定に基づき、案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

（6）支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ その他

算定規則第 3 条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により交付金の額を算定し、交付金を交付することとする。

3② 法第110条第2項の規定に基づく負担金の額及び徴収方法

ア 負担金の額

支援機関は、算定規則第27条第1項及び第2項の規定に基づき、各接続電気通信事業者等の負担金の額を算定（適格電気通信事業者ごとに算定した次の（a）、（b）及び（c）の合計額）する。

（a）最終算定月前月までの負担金の額

当該接続電気通信事業者等の令和5年1月（予定）末～最終算定月の前月（令和5年11月（予定））の月末の算定対象電気通信番号の総数に番号単価^{※1}を乗じた額

（b）最終算定月の負担金の額

全ての接続電気通信事業者等から令和5年中に徴収すべき額（補填対象額に支援業務費を加えた額）から、最終算定月前月までに納付した全ての接続電気通信事業者等の負担金及び算定自己負担額の合計額（前年度残余额を含む。）を控除した額に、接続電気通信事業者等ごとの最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数が全ての接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の総数に占める割合を乗じた額

（c）当該接続電気通信事業者等の前年度残余额

(※1) 番号単価は平成18年総務省告示第429号(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件)に従って支援機関が算定。補填対象額、支援業務費(令和4年度中の費用額(令和4年3月に認可)から前年度の次期繰越収支差額を差し引いた額)及び前年度過不足額を合算した額を令和5年の予測算定対象電気通信番号の総数で除した額を合算番号単価とし、合算番号単価を適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分したものを番号単価とする。

$$\begin{aligned}
 & \text{(NTT東日本及びNTT西日本の補填対象額の合計額+支援業務費)} \\
 & \quad \text{— 予測前年度過不足額)} \\
 \text{①合算番号単価} &= \frac{\text{NTT東日本及びNTT西日本の補填対象額の合計額+支援業務費}}{\text{令和5年の予測算定対象電気通信番号の総数}} \\
 &= \frac{(63.6\text{億円} + 0.4\text{億円} - (6.0\text{億円}))}{29.4\text{億番号数}} \\
 &= 1.976\cdots \text{円} \Rightarrow \mathbf{2\text{円}} \text{ (整数未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{②NTT東日本} & \\
 \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本の補填対象額}}{\text{NTT東日本及びNTT西日本の補填対象額の合計額}} \\
 &= 2\text{円} \times \frac{36.8\text{億円}}{63.6\text{億円}} \\
 &= 1.156736653\cdots \text{円} \Rightarrow 1.15673665 \text{円} \text{ (小数点以下第8位未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{③NTT西日本} & \\
 \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT西日本の補填対象額}}{\text{NTT東日本及びNTT西日本の補填対象額の合計額}} \\
 &= 2\text{円} \times \frac{26.8\text{億円}}{63.6\text{億円}} \\
 &= 0.843263347\cdots \text{円} \Rightarrow 0.84326335 \text{円} \text{ (小数点以下第8位未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

上記番号単価は、令和5年1月～同年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する。同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、平成18年総務省告示第429号に基づき、令和5年4月に、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して修正の可否を判断する。

イ 徴収方法

(1) 納付手段

銀行振込（振込手数料は、接続電気通信事業者等が負担）

(2) 負担金の額の通知

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後に、支援機関が次に掲げる事項を接続電気通信事業者等に通知する。

- ① 毎月の負担金の額（番号単価に算定対象電気通信番号数を乗じた額）
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 負担金の納付期限

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後の月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

負担金の額に、納付期限の翌日から納付する日までの日数1日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

(5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ その他

算定規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により負担金の額を算定し、負担金を徴収することとする。

審 査 結 果

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき審査を行った結果、以下のとおりと認められる。

- ① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審 査 事 項	審 査 結 果	理 由
1 交付金の額が算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 24 条(1)）	適	<p>本申請に係る交付金の額については、以下の理由により、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定規則」という。）第 5 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金の額は、別記に示す届出資料を用いて、算定規則第 5 条第 1 項に定める方法に従って、補填対象額から各適格電気通信事業者の算定自己負担額を控除した額としており、妥当なものであると認められる。 ・ 交付金の額は、算定規則第 5 条第 3 項に定めるとおり、令和 3 年度の基礎的電気通信役務収支における営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額を下回ることから、妥当なものであると認められる。
2 交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 24 条(2)）	適	<p>交付する時期（交付期限）及び交付手段（交付金の額の通知、各月の交付金の額の計算方法、交付金の交付の特例及び交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策）について、適正かつ明確に定められていることから、適当であると認められる。</p>
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。（審査基準第 24 条(3)）	適	<p>本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

② 法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審査事項	審査結果	事由
1 負担金の額が算定規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであること。(審査基準第 25 条(1))	適	<p>本申請に係る負担金の額については、以下の理由により、算定規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担金の額は、別記に示す届出資料を用いて算定した補填対象額を用いて、算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項に定める方法に従って、最終算定月前月までの各月の負担金の額、最終算定月の負担金の額及び前年度残余额を合算した額としており、妥当なものであると認められる。 算定規則第 27 条第 1 項で定める番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に基づき、補填対象額、支援機関の支援業務に係る費用(以下「支援業務費」という。)の額及び予測前年度過不足額の合計額を令和 5 年中の予測算定対象電気通信番号の総数で除したものについて、適格電気通信事業者ごとの補填対象額の割合で案分することにより算定しており、妥当なものであると認められる。 支援業務費の額は、令和 4 年度の収支予算額(令和 4 年 3 月認可済み)から前年度の支援業務費の繰越額を減じた額としており、妥当なものであると認められる。
2 負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 25 条(2))	適	<p>納付する時期(納付期限)及び納付手段(負担金の額の通知、延滞金の納付及び負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策)について、適正かつ明確に定められていることから、適当であると認められる。</p>
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。(審査基準第 25 条(3))	適	<p>本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

(別記) 補填対象額の算定に係る届出資料について

申請者は、法第 109 条第 2 項に基づき適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社から届出のあった交付金の額を算定するための届出資料を用いて補填対象額を算定している。

当該届出資料のうち NTT 東日本の加入電話(基本料)に係る設備管理部門の原価は、算定規則第 15 条第 1 項の規定によらず、算定したものである。

申請者は、NTT 東日本の届出資料を用いて交付金の額及び負担金の額を算定しているため、申請者及び NTT 東日本から、算定規則第 3 条ただし書の規定に基づく算定規則によらない算定の許可申請が行われている。

本件の算定は合理的な措置であると認められ、別途本件申請の認可とともに許可をする予定である。

<参考>

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則に基づく許可申請
(一般社団法人電気通信事業者協会、東日本電信電話株式会社)

参 考 资 料

1. 令和3年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支表（基礎的電気通信役務収支表）について

・令和3年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲226億円、NTT西日本で▲298億円の赤字（東西計で▲524億円）となっている。

○令和3年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

NTT東日本				NTT西日本		
	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益
加入電話	145,729	166,343	▲20,613	144,039	172,461	▲28,422
基本料	145,729	166,223	▲20,493	144,039	172,380	▲28,340
緊急通報	—	120	▲120	—	81	▲81
第一種公衆電話	331	2,274	▲1,943	161	1,574	▲1,413
市内通信	331	2,269	▲1,938	159	1,567	▲1,408
離島特例通信	0	1	▲1	1	4	▲2
緊急通報	—	3	▲3	—	2	▲2
合計	146,061	168,617	▲22,556	144,200	174,036	▲29,836
(参考) 前年度	155,882	178,855	▲22,973	155,477	187,128	▲31,651
増減	▲9,820	▲10,237	+417	▲11,276	▲13,092	+1,815

2. ユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づく補てん対象額の算定について

・LRICモデルに従って算定されたユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づき、補てん対象額を算定。

①加入電話（基本料）

<補てん対象額の算定方法>

「全国平均費用+標準偏差の2倍」（基準単価）をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額とする。<ベンチマーク方式>（算定に当ってはIP電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算）

（提供エリア全体の収益・原価〔億円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	1,455	2,443	426	2,869	▲1,413	2,081
NTT西日本	1,434	2,411	426	2,837	▲1,403	2,248
合計	2,889	4,854	852	5,706	▲2,817	4,329
(参考) 前年度	3,101	5,297	931	6,228	▲3,127	4,398
増減	▲212	▲443	▲79	▲522	+310	▲69

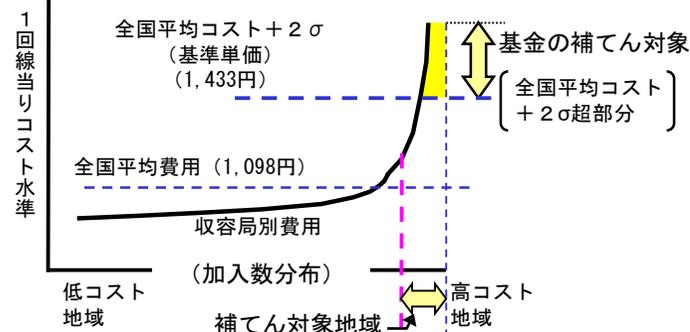
（補てん対象の高コストエリアの原価〔百万円〕）

	①補てん対象 地域の実績原価 (算定対象原価)	②対象回線数に 基準単価を乗じた額 (基準原価)	③基準単価を 下回る額	④基準原価を 上回る額 (=①-②+③)	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
NTT東日本	28,792	30,661	3,562	1,693	178.4<4.1%>
NTT西日本	6,421	5,804	281	898	33.8<0.8%>
合計	35,213	36,465	3,843	2,591	212.1<4.9%>
(参考) 前年度	38,203	39,499	4,050	2,754	215.5<4.9%>
増減	▲2,990	▲3,034	▲207	▲163	▲3.4 <0%>

補てん対象額

高コストから順に
4.9%を抽出

(参考) 加入電話基本料の補てん対象額算定の仕組み



②加入電話（緊急通報）

<補てん対象額の算定方法>

基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価

（提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	（参考） 加入電話回線数 （万回線）
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	258	0	258	▲258	679
NTT西日本	—	110	1	111	▲111	679
合計	—	368	1	369	▲369	1,358
（参考）前年度	—	402	1	403	▲403	1,459
増減	—	+34	+0	▲34	+34	▲101

（補てん対象の高コスト4.9%エリアの原価〔百万円〕）

	補てん対象地域 に相当する原価	（参考） 加入電話回線数 （万回線）
NTT東日本	28	25.3 <1.9%>
NTT西日本	16	41.2 <3.0%>
合計	44	66.5 <4.9%>
（参考）前年度	48	71.5
増減	▲4	▲4.9

補てん対象額

③第一種公衆電話(市内通信)

<補てん対象額の算定方法>
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数(台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	331	2,231	53	2,283	1,952	57,983
NTT西日本	160	1,907	15	1,922	1,762	50,672
合計	491	4,137	68	4,205	3,714	108,655
(参考)前年度	513	4,390	95	4,485	3,972	
増減	▲23	▲252	▲28	▲280	▲257	

補てん対象額

④第一種公衆電話(離島特例通信)

<補てん対象額の算定方法>
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数(台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	0	2	0	2	1	11,015
NTT西日本	2	5	0	5	3	2,598
合計	2	7	0	7	5	13,613
(参考)前年度	1	5	0	6	5	
増減	+2	+1	▲0	+1	▲0	

補てん対象額

⑤ 第一種公衆電話（緊急通報）

＜補てん対象額の算定方法＞
「原価－収益」の収支差額

（提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			原価－収益 （＝赤字額）	（参考） 第一種公衆電話 台数（台）
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	2	0	2	2	57,983
NTT西日本	—	1	0	1	1	50,672
合計	—	3	0	3	3	108,655
（参考）前年度	—	3	0	3	3	
増減	—	▲0	+0	▲0	▲0	

補てん対象額

3. 補てん対象額と番号単価

- ・補てん対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、1月～12月の予測番号総数で除すことにより、各事業者が負担する（合算）番号単価を算定。

○補てん対象額

	加入電話		第一種公衆電話			合 計
	基本料	緊急通報	市内通信	離島特例通信	緊急通報	
N T T 東日本	1,693百万円	28百万円	1,952百万円	1百万円	2百万円	3,677百万円
N T T 西日本	898百万円	16百万円	1,762百万円	3百万円	1百万円	2,680百万円
東西計	2,591百万円	44百万円	3,714百万円	5百万円	3百万円	6,357百万円
(参考) 前年度	2,754百万円	48百万円	3,972百万円	5百万円	3百万円	6,781百万円
増 減	▲163百万円	▲4百万円	▲257百万円	▲0百万円	▲0百万円	▲424百万円

○支援業務費 (令和4年予算額：予算額 53百万円 - 前期繰越額 12百万円)

41百万円

(令和3年予算額：40百万円)

○予測前年度過不足額

+595百万円

○番号単価

$$\text{(合算) 番号単価} = \frac{\text{補てん対象額 (6,357百万円) + 支援業務費 (41百万円) - 予測前年度過不足額 (595百万円)}}{\text{令和5年1月～12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計 (2,936百万番号)}} = 1.976399871 \text{円/月・番号}$$

(合算) 番号単価

2円/月・番号

〔うち、東日本分：1.15673665円
西日本分：0.84326335円〕

〔<前年度(7月～12月)>
2円/番号・月
N T T 東日本分：1.18295577円
N T T 西日本分：0.81704423円〕

(注) ・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入
・東西別の番号単価は、合算単価を東西の補てん対象額の割合で案分

ユニバーサルサービス制度の交付金及び負担金の額の算定における 基準単価(ベンチマーク)の大幅な上昇に対する対応について

- 今年度のユニバーサルサービスの交付金及び負担金の額においては、基礎的電気通信役務の提供に要した原価から、小笠原母島ビルから大崎ビル間のき線点RT-GC間伝送路に係る費用を除いて届出された原価を用いて算定する対応を行っている。
- 上記の対応は、以下の理由により実施しているものである。
 - ・ 小笠原母島ビルから大崎ビル間については、昨年度までは、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下、「算定規則」という。)第15条第1項の規定によりNTT東日本に通知された手順においては、RT-GC間伝送路であり、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の算定対象外となっていた。
 - ・ しかしながら、本年度の第15条第1項の規定により通知された手順によって費用を整理した場合、小笠原母島ビルは加入者回線数等が減少したことから局設置FRTとされ、当該両ビル間のき線点RT-GC間伝送路の費用は、平成20年情報通信審議会答申の整理に基づき、新たに基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定に用いられる原価に含まれることとなるため、小笠原母島ビルの加入者回線単価が大幅に上昇し、基準単価(ベンチマーク)が大幅に上昇することとなる。
 - ・ 当該加入者回線単価は、他のビルの加入者回線単価や前年度までの小笠原母島ビルの加入者回線単価と比して著しく高額となっており、ベンチマークも前年度までの水準から著しく乖離することとなる。
 - ・ このため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額を適正に算定することを目的として、今回の基礎的電気通信役務の提供に要した原価については、小笠原母島ビルから大崎ビル間のき線点RT-GC間伝送路に係る費用を除いて算定することとしたい。
- 交付金及び負担金の額の算定において上記の対応を行うことについて、電気通信事業法第109条第1項に基づく交付金の額及び交付方法の認可の申請並びに同法第110条第2項に基づく負担金の額及び徴収方法の認可の申請に併せて、算定規則第3条ただし書に基づく許可の申請が行われている。

※ なお、本件については、NTT東日本からも、電気通信事業法第109条第2項に基づく算定に関して、総務大臣に対して、同様の許可の申請がされている。

(参考)

◇ 基準単価(ベンチマーク)への影響

- ・ -947円/月(2,380円/月→1,433円/月) <参考:2021年度認可の基準単価:1,528円/月>

◇ 補てん対象額及び合算番号単価への影響(NTT東西合計・試算)

- ・ 補てん対象額への影響 : +9億円(55億円→64億円) <参考:2021年度認可の補てん対象額:68億>
- ・ 合算番号単価への影響 : +0.298円(1.678円→1.976円) <参考:2021年9月算定の合算番号単価:1.777円>

【参考】LRICモデル上の設備構成イメージ

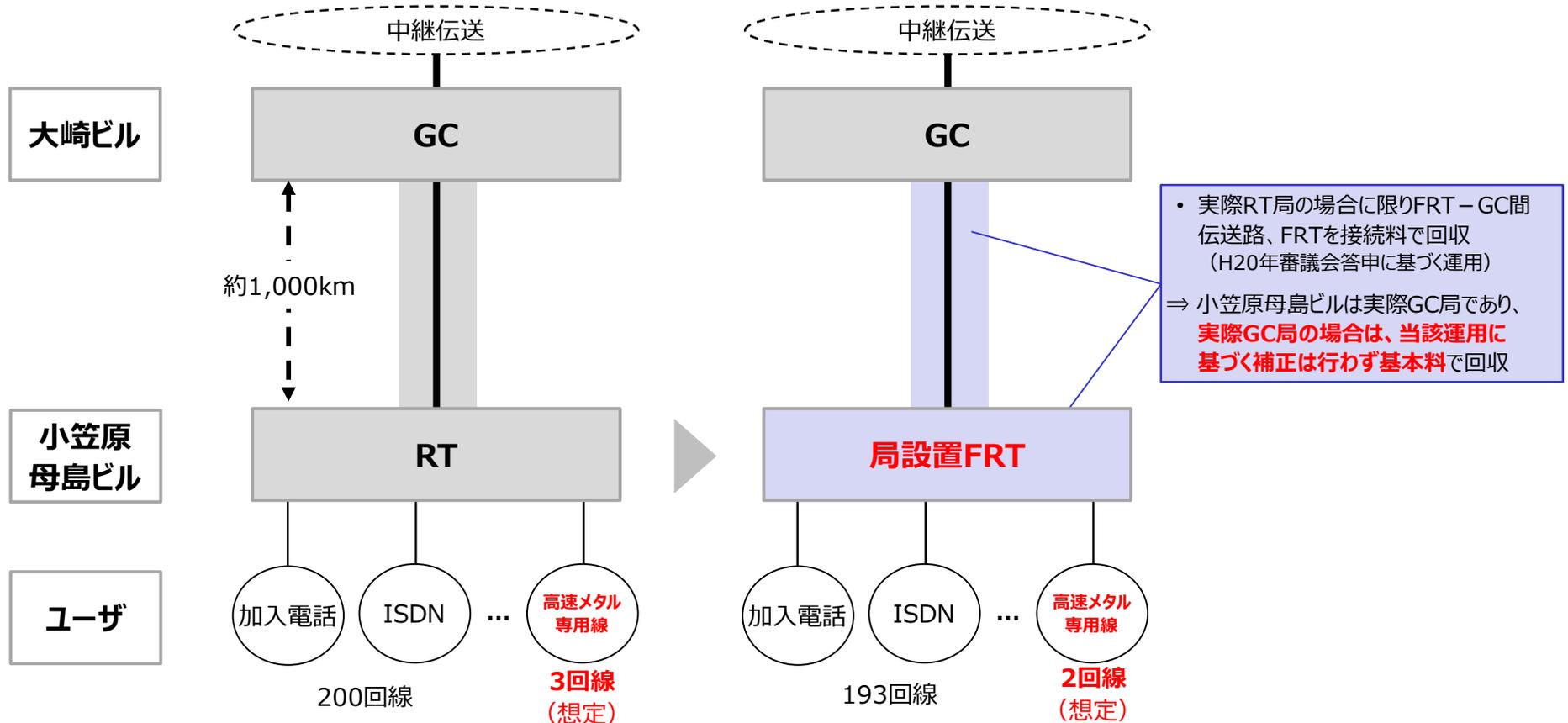
- 入力値を基にモデル内で計算される高速メタル専用線の回線数が閾値※を下回り、小笠原母島ビルはより小規模な装置となったと想定 (RT→局設置FRT)

【凡例】 : 接続料原価 : ユニバーサルサービス交付金原価

認可年度

2021年度

2022年度



※LRICモデル上の高速メタル専用線回線数における局設置FRTとなる閾値：2回線以下

【参考】小笠原母島ビルの加入者回線単価等

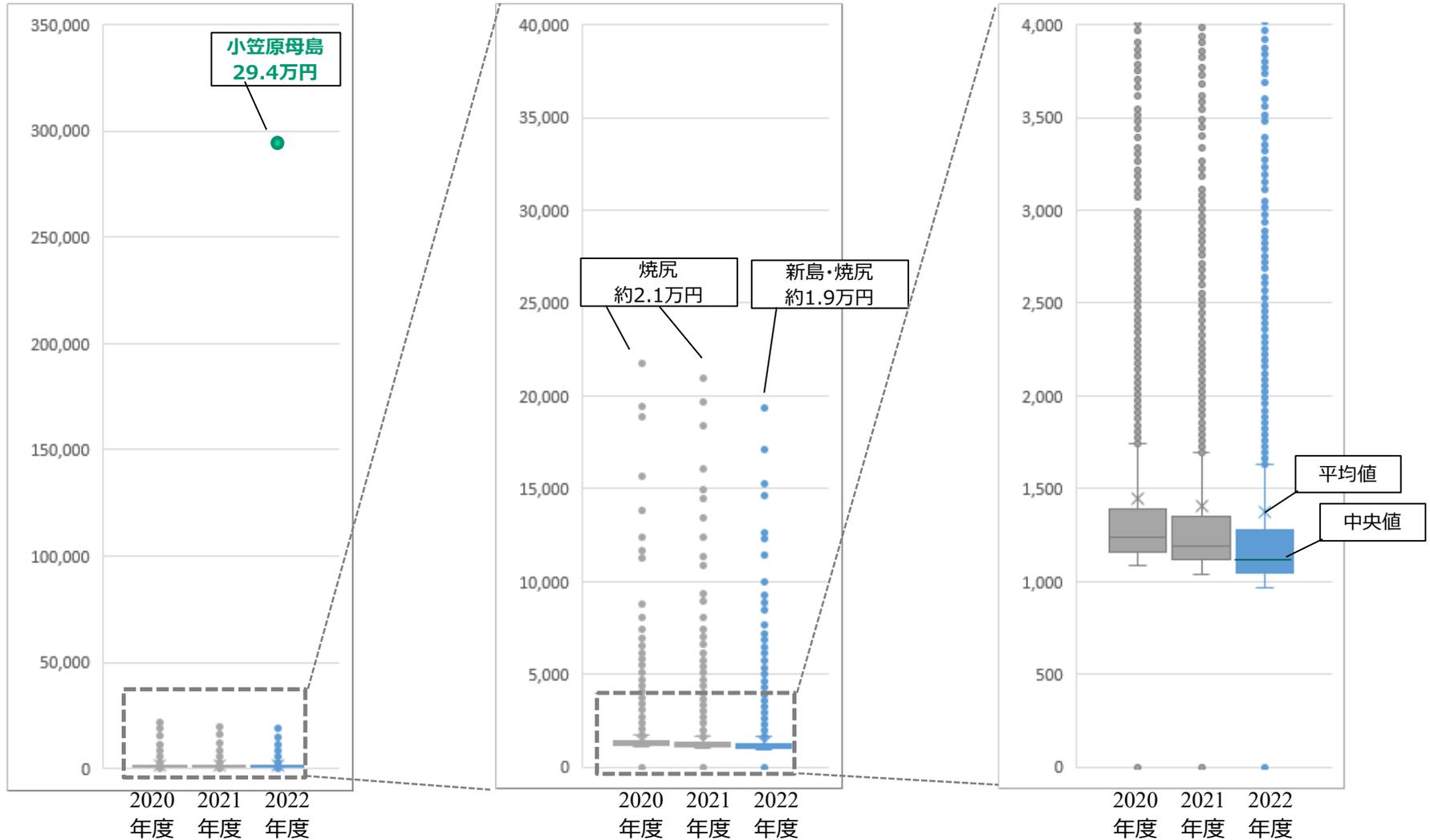
- 昨年度と比較し回線単価が大きく上昇（1,743円→29.4万円[約170倍]）
- これにより、基準単価（ベンチマーク）も大きく上昇（1,528円→2,380円）

認可年度	2021年度	2022年度
アナログ加入者回線数 (光IP補正後)	200回線	193回線
加入者回線単価 (年間)	2万円	352万円
加入者回線単価 (月間)	1,734円	293,690円
算定対象原価	416万円	6.8億円
基準単価(ベンチマーク) ※試算	1,528円/月	2,380円/月

【参考】収容局別加入者回線単価のばらつき

- 今年度の小笠原母島ビルのみ、他のビルやこれまでの傾向から大きく乖離

加入者回線単価（月間・円）



四分位範囲・・・上記の四角部分（データの小さい順から並べて、25%～75%の範囲）
 外れ値・・・上記の点（excel仕様：四分位範囲の1.5倍）

(参考) 交付金の額及び負担金の額に関する算定式

1 交付金の額

(1) NTT東日本に対する交付金の額

$$\begin{aligned}
 &= \underbrace{Ce}_{\text{最終算定月前月までの算定自己負担額}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et]}_{\text{NTT東日本の補填対象額+案分した支援業務費}} - \underbrace{\left\{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit] \right) \right\}}_{\text{最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et]}_{\text{最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額}} \\
 &\quad \underbrace{\sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn']}_{\text{「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額}} - \underbrace{\left(Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn' \right)}_{\text{NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額}} \cdot \underbrace{En / Mn}_{\text{NTT東日本の最終算定月の番号数の割合}} \\
 &\quad \text{NTT東日本の最終算定月の算定自己負担額} \\
 &\quad \text{NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額} \\
 &\quad - \left(Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn' \right) \\
 &\quad \text{NTT東日本の補填対象額} \quad \text{—} \quad \text{NTT東日本の算定自己負担額}
 \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
〔=6,356,971,755円〕

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=3,676,671,117円〕

S は、支援業務費の額〔=40,583,047円〕

n は、最終算定月〔=令和5年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（令和5年1月予定～最終算定月）

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En は、 n 月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる)

Mn は、 n 月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、 t 月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として令和5年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)〔令和5年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.15673665円/月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月(令和4年1月～前年度の最終算定月)

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月(前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet' は、 t' 月の番号単価〔令和4年1月～令和4年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.18215946円/月・番号、令和4年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.18295577円/月・番号〕

Pen' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et'] \right]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=6,781,436,977円〕

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=4,008,369,937円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=40,183,983円〕

(2) NTT西日本に対する交付金の額

$$\begin{aligned}
 &= \underbrace{C_w}_{\text{最終算定月前月までの算定自己負担額}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t]}_{\text{NTT西日本の補填対象額+案分した支援業務費}} - \underbrace{\{C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}])\}}_{\text{最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t]}_{\text{最終算定月前月までに算定したNTT西日本の「算定自己負担額」の累計額}} \\
 &\quad \underbrace{\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_{n'}]}_{\text{「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額}} - \underbrace{(P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'})}_{\text{NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額}} \cdot \underbrace{W_n / M_n}_{\text{NTT西日本の最終算定月の番号数の割合}} \\
 &\quad \text{NTT西日本の最終算定月の算定自己負担額} \\
 &\quad \text{NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額} \\
 &\quad - (P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'}) \\
 &\quad \text{NTT西日本の補填対象額} \quad \text{—} \quad \text{NTT西日本の算定自己負担額}
 \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
〔=6,356,971,755円〕

C_w は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=2,680,300,638円〕

S は、支援業務費の額〔=40,583,047円〕

n は、最終算定月〔=令和5年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（令和5年1月予定～最終算定月）

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

W_n は、 n 月（最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（ i は、1～ F_t までの整数値をとる）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として令和5年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和5年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.84326335円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和4年12月予定。。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和4年1月～前年度の最終算定月）

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和4年1月～令和4年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.81784054円／月・番号、令和4年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.81704423円／月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt'] \right]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,781,436,977円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔＝2,773,067,040円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝40,183,983円〕

(3) 算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3％）を超える場合の交付金の額は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。
- ② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

2 負担金の額

(1) NTT東日本に係る接続電気通信事業者等の負担金の額

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \underbrace{\left\{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit] \right) \right\}}_{\text{NTT東日本の補填対象額 + 案分した支援業務費}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et]}_{\text{最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et]}_{\text{最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額}} \\
 &= \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt]}_{\text{「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額}} + \underbrace{\left\{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit] \right) \right\}}_{\text{NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et]}_{\text{各接続電気通信事業者等の最終算定月の番号数の割合}} \\
 &= \sum_{i=1}^{Ft} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \cdot Nn / Mn \\
 &= \underbrace{+ Pen' \cdot Nn'}_{\text{前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額}} - \underbrace{Ze \cdot Nn' / Mn'}_{\text{前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額}} \\
 &= \boxed{\text{令和5年1月～最終算定月前月の月末までの番号数に係る負担額}} + \boxed{\text{最終算定月の番号数に係る負担額}} + \boxed{\text{前年度残余额}}
 \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,356,971,755円]

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=3,676,671,117円]

S は、支援業務費の額 [=40,583,047円]

n は、最終算定月 [=令和5年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月(令和5年1月予定～最終算定月)

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft までの整数値をとる。)

Nt は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(N_{t} は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., $N_{F_t t}$ のうちの対応する値)

M_n は、 n 月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(M_n は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., $N_{F_t n}$ のうちの対応する値)

M_n は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう。)

P_{et} は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 5 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する。)

[令和 5 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.15673665 円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=令和 4 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (令和 4 年 1 月～前年度の最終算定月)

$E_{t'}$ は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$E_{n'}$ は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 t' 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる。)

$N_{in'}$ は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる。)

$M_{n'}$ は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ($M_{n'}$ は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{F_{t'} n'}$ のうちの対応する値)

$M_{n'}$ は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう。)

$P_{et'}$ は、 t' 月の番号単価 [令和 4 年 1 月～令和 4 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.18215946 円/月・番号、令和 4 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.18295577 円/月・番号]

$P_{en'}$ は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Z_e は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= C_e' + S' \cdot C_e' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{et'} \cdot N_{it'}] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{et'} \cdot E_{t'}]]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,781,436,977 円]

C_e' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4,008,369,937 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=40,183,983 円]

(2) NTT西日本に係る接続電気通信事業者等の負担金の額

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot N_t] + \{ C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}]) - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \\
 &\quad \sum_{i=1}^{F_t} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_{n'}] - (P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'}) \} \cdot N_n / M_n \\
 &\quad + P_{wn'} \cdot N_n - Z_w \cdot N_n / M_n
 \end{aligned}$$

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額
 最終算定月前月までに算定したNTT西日本の「算定自己負担額」の累計額
 NTT西日本の補填対象額 + 案分した支援業務費
 「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額
 NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額
 各接続電気通信事業者等の最終算定月の番号数の割合
 前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額
 前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額
 令和5年1月～最終算定月前月の月末までの番号数に係る負担額
 最終算定月の番号数に係る負担額
 前年度残余额

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,356,971,755円]

C_w は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,680,300,638円]

S は、支援業務費の額 [=40,583,047円]

n は、最終算定月 (=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

t は、各月 (令和5年1月予定～最終算定月)

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ F_t までの整数値をとる。)

N_t は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(N_t は、 $N_{1t}, N_{2t}, \dots, N_{F_t t}$ のうちの対応する値をとる。)

N_n は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ N_n は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., N_{Ftn} のうちの対応する値）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう。）

P_{wt} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として令和5年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する。）

〔令和5年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.84326335円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=令和4年12月予定。。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和4年1月～前年度の最終算定月）

$W_{t'}$ は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 t' 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる。）

$N_{in'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる。）

$N_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $N_{n'}$ は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値）

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう。）

$P_{wt'}$ は、 t' 月の番号単価〔令和4年1月～令和4年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.81784054円／月・番号、令和4年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.81704423円／月・番号〕

$P_{wn'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z_w は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[= C_w' + S' \cdot C_w' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{wt'} \cdot N_{it'}] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{wt'} \cdot E_{t'}] \right]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=6,781,436,977円〕

C_w' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=2,773,067,040円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=40,183,983円〕

(3) 算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（3%）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
- ② 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
- ③ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支— 3 2 8

令和4年9月15日

総務大臣
寺田 稔 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
興信ビル2F
いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう しまだ あきら
会長 島田 明

電気通信事業法第109条第1項の規定により、交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付金の額

東日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$= Ce - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Fn} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot En / Mn - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,356,971,755円]

Ceは、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=3,676,671,117円]

Sは、支援業務費の額 [=40,583,047円]

nは、最終算定月 [=令和5年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

tは、各月 (令和5年1月予定～最終算定月)

Etは、t月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Enは、n月 (最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 5 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [令和 5 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.15673665 円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=令和 4 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (令和 4 年 1 月～前年度の最終算定月)

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet' は、 t' 月の番号単価 [令和 4 年 1 月～令和 4 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.18215946 円/月・番号、令和 4 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.18295577 円/月・番号]

Pen' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,781,436,977 円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4,008,369,937 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=40,183,983 円]

西日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$= Cw - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \{Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit])\} - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \cdot Wn / Mn - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn')$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,356,971,755円]

Cw は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,680,300,638円]

S は、支援業務費の額 [=40,583,047円]

n は、最終算定月 [=令和5年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月 (令和5年1月予定～最終算定月)

Wt は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn は、 n 月 (最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft までの整数値をとる)

Mn は、 n 月 (最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として令和5年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [令和5年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.84326335円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (令和4年1月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和4年1月～令和4年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.81784054円/月・番号、令和4年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.81704423円/月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=6,781,436,977円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=2,773,067,040円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=40,183,983円〕

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の交付金の額は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和4年12月）から変更となる場合、 t において「令和5年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 交付方法

(1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 交付金額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

(4) 各月の交付金の額の計算方法

①前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

＝ 負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額}} \right) \\ \text{を補てん対象額の割合で案分した額}$$

②最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

＝ (負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額 － 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額)

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額}} \right) \\ \text{を補てん対象額の割合で案分した額}$$

ただし、各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第22条第1項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

算定規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により交付金の額を算定し、交付金を交付することとする。

負担金の額及び徴収方法認可申請書

T C A 支— 3 2 9

令和4年9月15日

総務大臣
寺田 稔 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
興信ビル2F
いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう しまだ あきら
会長 島田 明

電気通信事業法第110条第2項の規定により、負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定）

以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定

- ① 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者
- ② 令和4年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下、「算定規則」という。）別表第11に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

東日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot Nn / Mn + Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn'$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
〔=6,356,971,755円〕

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=3,676,671,117円〕

S は、支援業務費の額〔=40,583,047円〕

n は、最終算定月〔=令和5年12月予定。以下、この計算式において同じ〕

t は、各月（令和5年1月予定～最終算定月）

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Nt は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , …, N_{Ftt} のうちの対応する値）

Nn は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , …, N_{Ftn} のうちの対応する値）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として令和5年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和5年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.15673665円/月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和4年1月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, …, $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔令和4年1月～令和4年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.18215946円/月・番号、令和4年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.18295577円/月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z_e は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= C_e' + S' \cdot C_e' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{et'} \cdot N_{it'}]) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{et'} \cdot E_{t'}]]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6, 781, 436, 977 円]

C_e' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4, 008, 369, 937 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=40, 183, 983 円]

西日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot N_t] + \{ C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}]) - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \sum_{i=1}^{F_t} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_n'] - (P_{wn'} \cdot W_n' - Z_w \cdot W_n' / M_n') \} \cdot N_n / M_n + P_{wn'} \cdot N_n' - Z_w \cdot N_n' / M_n'$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6, 356, 971, 755 円]

C_w は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2, 680, 300, 638 円]

S は、支援業務費の額 [=40, 583, 047 円]

n は、最終算定月 (=令和5年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

t は、各月 (令和5年1月予定～最終算定月)

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ F_t までの整数値をとる)

N_t は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (N_t は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., $N_{F_t t}$ のうちの対応する値をとる)

N_n は、 n 月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (N_n は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., $N_{F_t n}$ のうちの対応する値)

M_n は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

P_{wt} は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。ま

た、原則として令和5年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [令和5年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.84326335円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (令和4年1月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価 [令和4年1月～令和4年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.81784054円/月・番号、令和4年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.81704423円/月・番号]

Pwn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,781,436,977円]

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,773,067,040円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=40,183,983円]

※ 各接続電気通信事業者等 (適格電気通信事業者であるものを除く。) の負担金の総額 (適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。) の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合 (3%) を乗じて得た額とする (整数未満の端数は四捨五入)。

※ 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額 (以下「負担金等の額」という。) の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に

占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和4年12月）から変更となる場合、tにおいて「令和5年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 徴収方法

(1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

(2) 負担金額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

① 各接続電気通信事業者等の負担金の額

② 負担金の納付期限

③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

(5) 負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるも

のとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

算定規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により負担金の額を算定し、負担金を徴収することとする。

総 務 大 臣
菅 義 偉 殿

情報通信審議会
会長 庄山 悦彦

答 申 書

平成18年9月29日付け諮問第1157号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、諮問のとおり認可することが適当と考えられる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

(1) 基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化の推進

- ユニバーサルサービス制度の稼働に際しては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東・西」という。）における基礎的電気通信役務収支が赤字であることが前提となる。したがって、NTT東・西が同制度の交付金の交付を受けるに際しては一層の経営効率化を行い、赤字の縮小に努めることが求められる。このため、以下の点を要望する。
 - ・ 今回の交付金の算定は、NTT東・西が、設備利用部門の費用について約7%の経営効率化を行うことを前提としている。このため、NTT東・西がユニバーサルサービスの提供において当該効率化を達成することが重要であり、平成19年度以降、基礎的電気通信役務収支表の提出に際し、経営効率化の実績について併せて総務省に報告すること。（考え方1）
 - ・ NTT東・西は、基礎的電気通信役務収支について、携帯電話やIP電話の普及、NTT東・西の加入電話から競争事業者の提供する直収電話サービスへの移行その他の要因が当該収支に及ぼす影響を分析し、上記事項と共に総務省に報告すること。（考え方1）
 - ・ 総務省においては、上記の経営効率化について、十分な検証を行うことが必要であり、そのための方策を講ずるとともに、当該検証結果については、当審議会に対し報告等を行うこと。（考え方1）
 - ・ 本年7月に当審議会に報告のあった「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る第一種公衆電話の収支改善計画について」に対して、当

審議会において第一種公衆電話サービスの一層の効率化（故障修理に係る施設保全費の削減策）の必要性を認めたと。これを受け、本年8月、総務省からNTT東・西に対して行政指導されている。第一種公衆電話に係る補てん対象額は、収入費用方式により算定されているため、当該効率化は補てん対象額の多寡を直接左右する重要な要素である。このため、NTT東・西においては、当該行政指導に沿って、第一種公衆電話サービスの効率化施策の実施状況について、平成18年度末までに総務省に対して報告すること。（考え方2）

（2）基礎的電気通信役務の提供に係る情報の開示促進等

- ・ 適格電気通信事業者であるNTT東・西においては、基礎的電気通信役務収支の状況、高コスト地域に関する情報、第一種公衆電話の設置に関する情報などユニバーサルサービスの提供に係る情報について、一層の開示促進及び開示方法の向上を図り、そのための実施計画を本年中に策定の上、総務省に報告・公表するとともに、速やかに実施すること。（考え方3、考え方4及び考え方5）

（3）利用者利益の最大化に向けた料金体系の継続的検討

- ユニバーサルサービス制度は、不採算地域におけるユニバーサルサービスの提供を確保するための制度であるが、今回の意見招請において、都市部について相対的に高く水準を設定する基本料体系が採られている点について、これを是正すべきであるとの意見が寄せられた。
- 現行の基本料体系は、同一料金体系が適用される区域の加入者数が多い場合に料金水準が高いという効用料金の考え方を採用しているが、こうした料金体系は、競争事業者において一律基本料を採用している事例があることやIP電話が急速に普及していることなどを考えると、その意義は失われてきているものと認められる。
- こうした中、NTT東・西は、基本料体系について平成17年度において従来の3区分から2区分とするプラン（プッシュ回線）も設けるとともに料金水準を引き下げ、基本料体系の見直しについて一定の措置を講じつつ、併せて、級局区分の格差の是正を検討して行く考えを明らかにしている（H16.12.24NTT東・西報道発表『基本料値下げ及び新たな通話料割引サービス「イチリッツ」の提供開始等にかかる契約約款の届出について』）。
- 現在ユニバーサルサービスを維持する仕組みは、現行基本料体系を通じてNTT東・西において採算地域から不採算地域への内部相互補助を行い、それでもなおユニバーサルサービスの提供に不足する費用については、ユニバーサルサービス制度により、競争事業者を含めて当該費用を補てんする仕組みとなっている。
- このため、NTT東・西が現行基本料体系を見直す場合、ユニバーサルサービス制度の在り方に影響を与えることにかんがみ、以下の点を要望する。
 - ・ 基本料体系を具体的にどのように見直すかについては、原則としてNTT東・西の経営判断に委ねられるべきであるが、NTT東・西において、IP化の進展などの市場構造の変化を踏まえた基本料体系の在り方について検討を継続し、当該検討の結果、基本料体系を見直す場合には、速やかに総務省に報告し、これを公表すること。（考え方7）

- なお、特にNTT東・西が負担金等について利用者負担を求める場合、全体として利用者負担を抑制する観点から、NTT東・西において一層の経営効率化を図り、基礎的電気通信役務収支の対象以外であって加入者回線アクセスと密接な関係にある音声電話サービスについても、可能な限り料金水準の見直しを図る方向で検討することが望ましい。

(4) ユニバーサルサービス制度の見直しの検討

- ・ 総務省においては、新競争促進プログラム2010に基づき、今後のユニバーサルサービス制度の在り方について検討を開始し、平成19年中に見直しに向けた選択肢を取りまとめるとともに、平成21年の時点で当該制度の見直しについて本格検討を行うこととしているが、これらの検討を着実に進めること。(考え方8)
- ・ その際、ユニバーサルサービス制度の在り方については、現行の回線交換網からIP網への移行の見通し、上記(3)の現行基本料体系の見直し、接続料算定の在り方などとの整合性を確保しつつ、一体的に見直しに向けた検討を行うこと。(考え方8)

(5) ユニバーサルサービス制度に係る利用者への情報提供の徹底

- ・ ユニバーサルサービス制度が国民利用者の利益に深く関係するものであることにかんがみ、行政、基礎的電気通信役務支援機関、適格電気通信事業者及び接続電気通信事業者等においては、積極的に制度の概要等について周知・広報を行うとともに、利用者等からの照会対応を適切に行うなど、利用者への情報提供を徹底すること。(考え方9)